

フランスの「社会・職業生活」科における  
キャリア教育カリキュラム

上里京子

群馬大学教育実践研究 別刷

第26号 67～76頁 2009

群馬大学教育学部 附属教育臨床総合センター



# フランスの「社会・職業生活」科における キャリア教育カリキュラム

上 里 京 子

群馬大学教育学部家政教育講座

## Curriculum on Career in Home Economics Education in France

Kyoko UESATO

Department of Home Economics, Faculty of Education, Gunma University

(2008年10月31日受理)

### 1. はじめに

20世紀後半の科学技術の飛躍的發展の一方で、産業・経済労働市場の構造的変化に伴う、雇用の多様化・流動化を背景に、青年の就業や職業生活をめぐる状況は大きく変化している。総務省の労働力調査によると、若年層（15～24歳）の失業率は、2007年平均で、15～19歳層8.7%（前年9.4%）、20～24歳層7.5%（前年7.7%）、フリーター（若年のパート・アルバイトおよびその希望者）が2007年平均で181万人（前年187万人）、いわゆるニートに近い概念である若年層の無業者については16万人となっており、前年に比べ改善はみられるものの、依然として深刻な状況であると評されている。このような若年層の「学校から仕事への移行」を困難にさせている根本的な要因として、景気低迷とグローバル経済競争を背景とした非正規雇用者の活用と拡大などの労働市場の構造的変化があげられる。また、青年の職業観、労働観の希薄化や、プロ意識、職業能力の低下など、社会人・職業人としての基本的な能力の不十分さも指摘されている<sup>1)</sup>。

青年の職業意識の希薄さ、職業能力低下の一因として、家庭や社会のキャリア教育力の低下や、学校でのキャリア教育が現状の偏差値に見合う進路を決定する「進路指導」中心であることなど、職業教育を含む広義のキャリア教育が十分に機能していないことが考え

られる。1995年に総務庁青少年対策本部が実施した「日本の青少年の生活と意識調査」<sup>2)</sup>では、高校生の悩みごとのトップに「勉学や進学のこと」、2位に「就職のこと」が挙げられているが、その一方で、1996年の日本労働研究機構の調査結果<sup>3)</sup>では、高卒就業者の半数が高校時代の学習が職業生活や進路選択に役立っていないと回答し、同年の文部省の調査<sup>4)</sup>でも、高卒就職者や大学等進学者は、高校での進学や就職に関する情報を充実してほしいと考えている、と報告している。これらの実態調査結果からも、積極的なキャリア開発を支援するキャリア教育カリキュラムの開発が急務であるといえよう。

そのような中、従来から生活設計（ライフキャリアデザイン）教育の一環として、職業観・労働観の形成と職業能力の育成を担ってきた家庭科教育は、キャリア教育のコアとして、技術科や社会科、特別活動などと関連を持ちながら、現在および将来の家庭生活・職業生活に予想される問題を解決し、ワーク・ライフ・バランスを実現していくための科学的知識とそれに裏づけられた技術の習得を教育目標として一層重視していくことが望まれるが、それを実施してきたのがフランスの中等教育に位置づいている「社会・職業生活」科である。

本研究は、失業率の増加や若者の労働意識の低下という日本と同様の問題状況において、1992年以降職業生活の教育を強化していった経緯を持つフランスの生

活教育教科「社会・職業生活」のキャリア教育に関する内容を分析し、教育内容とその構成の特徴を明らかにすることを目的とする。その結果から、家庭科教育をコアとした系統的なキャリア準備・開発教育カリキュラムの構想に、より現実性のある示唆を得る。

## 2. フランスのキャリア教育

本研究では、キャリア教育の本流である普通教育としての職業教育の概念を踏まえ、キャリアおよびキャリア教育概念に関する諸説<sup>5) 6) 7) 8)</sup>を検討し、「キャリア」を「個々人が生涯にわたって遂行する行為や役割の連鎖」として広義に捉える。そして、キャリア教育を「個々人が自分の生き方と職業を考え、開発していくために必要な知識と技術を獲得し、生活観および職業観を形成するための教育」と仮説的に定義して本論を展開することにする。

日本では、キャリア教育に関連するものとして、進路指導、職業指導、キャリア開発、職業技術教育におけるキャリア教育などさまざまな考えがあるが、中でも進路指導をキャリア教育とする傾向がある。この進路指導は、フランスではオリエンテーション(orientation)と呼ばれ、普通教育としての職業教育の要となっている。それは、学歴(教育水準)と対応した職種や職務の必要に応じた専門性を問う職業資格の取得を重視するものであり、日本のように、学歴取得を主目的とした進学指導ガイダンスを重視するものとは異なる。この概念や内容を比較検討するためには、フランスにおけるオリエンテーション・職業教育の歴史、教育制度と教育課程、教育目的を理解する必要がある。

日本と欧米諸国に発達した職業教育のシステムは、①学校を基礎とする職業教育(学校タイプ)②企業を基礎とする職業教育(企業内タイプ)③学校と企業との連携教育に大別できる。①は、複線型専門学校タイプのフランスシステムと総合制学校タイプのアメリカシステムの2つの典型があり、②企業内タイプの典型として日本システム、③学校・企業連携タイプの典型としてドイツシステムをあげることができる<sup>9)</sup>。

このように、フランスをはじめとする欧米各国では、一般に職業資格(Qualification)と結びついた職業教育が編成されている。それは職務や職種(Job)に応じた職業教育といえるものであり、産業界と密接な関

係を持ち、労使間で結ばれる労働協約や企業協定を通じて、免許取得者には一定の賃金保証がなされている。フランスの特徴は、学校体系に応じて段階的な資格・免状の体系が整備されている点にあり、それに沿った教育課程が準備されている<sup>10)</sup>。

中等教育の教育課程について、programmes(学習指導要領)を通して概観すると、テクノロジー科、地球・生命科、物理・化学科に職業選択へのイニシエーションを企図する指摘がある。中でも、リセにおける「社会・職業生活」科の内容は、1992年の教育課程改革時にフランスの失業率増加問題の対策として強化された内容を含む。

教科外指導については、2002年の公示(B.O)で、進路指導教育(L'éducation à l'orientation)は学校の目的の主要な部分であり、進路指導の専門機関である情報・進路指導センター(CIO)の協力のもと、企業等の見学、企業と職業リセでの実習、情報の時間においてなど、全体として展開されると明示された。

以上のように、フランスでは、職種や職務の必要に応じた専門職業能力の育成が重視され、専門性を証明する職業資格の取得は重要な意味を持っている。また、フランスのキャリア教育実践の特徴として、「実体験と能動的認識を重視した科学教育」の改革運動の影響がみられる。

## 3. 「社会・職業生活」科における職業生活領域の内容構成

### (1) programmes(学習指導要領)における職業生活領域の教育内容

programmes(国民教育省、学校教育局編纂、1999年再版<sup>11)</sup>)における「社会・職業生活」科の目的と職業生活領域の教育内容を表1に示す。

programmesにおける「社会・職業生活」の方向目標は、日常生活や社会・職業生活に対する同化であり、到達目標として、様々な生活上の状況に構造的にアプローチできる能力、生活の質の向上を図る健康・環境・消費・職業生活の管理能力の養成が示されている<sup>12)</sup>。

教育内容とその配列の特色は、現実の生活過程の知識をもとに、生活問題や職業上の問題を解決するプロジェクトとして課題設定されている点にある。その内容は、企業における研修生の立場、労働市場と求職活

表1 学習指導要領における「社会・職業生活」科の教育目的と職業生活領域の内容

|  |   |
|--|---|
| <p><b>I. 目的</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日常生活、特に企業で働く際に遭遇する様々な状況への構造的なアプローチ能力を養うこと。</li> <li>2. 社会、職業生活への同化を助けること。</li> <li>3. 生活の質を向上させるために必要な健康、環境、消費の管理能力を養うこと。</li> </ol> <p><b>II. 内容</b></p> <p>本教科の教育内容は、生徒が将来の社会・職業生活において活用することになるであろう能力と知識の習得を目指すものである。それは、消費、企業、保健、環境の4点を柱としなければならない。</p> <p>このうちどの分野に重点をおくかは、他の普通科目および技術、職業科目の学習内容を考慮した上で、職業別に決めることになる。ここではさらに、学習者のカテゴリー（一般生徒、社会人生徒など）、企業研修の段取り、各地域の事情、各種の現状問題にも考慮しなければならない。</p> <p>各分野についてあげたいいくつかの活動は、あくまでも一部の例であって全部ではない。</p> |   |
| 企業と職業生活  | 企業における研修生の立場（職業研修協定）；実習生の立場（実習契約）<br>労働市場と求職活動：情報提供のシステムと就職支援制度<br>職業生活の発展：生涯教育；変化、転職；失業：扶助と再就職支援対策<br>被雇用者および賃金労働者が企業において有する権利と義務：役割；労働法典、勤務契約、労使間団体労働協約、企業における賃金労働者の代表；労災事故の防止：業務上のリスク、防止対策、事故の報告 |
|  | 学 企業、団体等へのコンタクトを目的とした各種通信手段の利用  |
|  | 習 求職書類の作成：履歴書、応募動機を記した手紙等   |
|  | 活 面接のシミュレーション（新聞記事、ルポルタージュ等から）職業関連のニュースを抜粋し、それを労働法典、団体労働協約の関連条項に照らして検討  |
|  | 例 リスクの分析および任意の業務に適した事故防止対策の検討   |

動（情報提供のシステムと就職支援制度）、職業生活の発展、転職と失業（扶助と再就職支援対策）、被雇用者および賃金労働者が企業において有する権利と義務、労災事故の防止といった、就業や職業生活に必要な実質的な内容が中心である。

教育内容は、学習者が現時点で必要な研修や就職活動のための知識、将来の職業生活の維持発展に必要な知識、労災事故防止のためのリスク管理についての知識であり、現在から将来への時間軸と、自助から公助（社会制度等）への遠心的な広がりをもって配列されている。

つぎに、このプログラムが公布された後に発行された「社会・職業生活」科の教科書における職業生活領域の教育内容を分析する。

**(2) 教科書「Vie sociale et professionnelle」における職業生活領域の教育内容**

分析対象とした教科書は、1995年以降のバイルー改革後に発行され、フランス全土で広く使用されている、

R.アマルド、N. ビュジョック、S. ビュジョック、M.-L. ブラテロン著「Vie sociale et professionnelle（社会・職業生活）」、Foucher社（2003）である。

教科書全体は、1.保健衛生、2.環境、3.消費、4.職業生活の4領域で構成され、このうち職業生活領域は、(1)職業教育、(2)労働市場、(3)権利と義務、(4)従業員代表、(5)解雇－失業、(6)業務上のリスクの6単元から成っている。各単元の内容を表す項目は、プログラムに示されている教育内容項目とほぼ一致している。

はじめに、学習者にとって現時点で必要な職業教育が位置づけられ、つぎに就業をめぐる労働市場の現状と課題、続いて、将来給与生活者になった時の権利と義務、職業生活の展開、労災予防の観点から業務上のリスクを扱っており、現在の職業教育を出発点として将来の職業生活の維持とマネジメントを目的とする系統的な単元構成が特徴的である。

表2に、教科書「Vie sociale et professionnelle」（2003）における職業生活領域の記述内容を示す。

表2 「Vie sociale et professionnelle」 (2003) における職業生活領域の記述内容 (抄訳)

## 20 職業教育

### ① 職業教育

職業教育は学校教育の一環として行われることが認められている。職業適性書 (CAP)、職業教育修了証書 (BEP)、職業バカロレア、工学バカロレア、高等技術者免状 (BTS) への準備をする職業リセについての論議がますます高まってきている。また高等教育では、職業教育学部も設置されている。

【資料1 職業教育の図式】、【資料2 職業教育のタイプ】(略)

《活動》1 何があなたの方向づけの動機となったのか。また何があなたの選択を助けたのか明確にしながら、あなた自身の学校教育コースを言い表しなさい。→資料1

2 将来に向けたあなたの計画は何か、またその計画を実現するために必要な職業教育は何かを示しなさい。

3 あなたが企業で行った様々な実習、あるいは PFE のリストを作り、その期間があなたの学業において何をもたらしたかを示しなさい。→資料2

4 リセであなたが学んでいる一般教育と理論的技術教育の科目を挙げなさい。

### ② 企業における生徒の身分

企業研修中あるいは職業教育期間中の生徒は生徒の身分ではあるが、仕事の範囲に関連する責務は重んじなければならない。

【資料 交互制職業教育の協定書の主要な規定事項】(略)

《活動》(略)

《語彙》交互制：ある時は学校で、またある時は企業で行われる職業教育。

理論的技術教育：職業の基本原則の教育。

協定書：実習あるいは企業での職業教育期間に関する規定を要約してある契約の文案。

### ③ 見習い雇用契約

見習い雇用契約は、職業教育の条項が付加された本物の労働契約である。見習い者は、SMIC のパーセンテージに相当する給与を受け取る。(中略)

【資料1 見習い者が踏むべき手続き】、【資料2 見習い雇用契約の主な規定】(略)

《活動》(略)

### ④ 職業教育以外の契約

政府は交互制職業教育 (la formation en alternance) の一環としての独自の労働契約をきちんと整えた。これにより若者は職業指導を受けることができ、資格を獲得したり独自の職業技法に慣れたりすることが可能となった。

【資料1 指導契約】、【資料2 資格契約】、【資料3 適応契約】(略)

《活動》資料1、2、3を読んだ後で、次のケースにおいて最も適応する契約を示しなさい。そしてあなたの答えの根拠を説明しなさい。

1 Xavier は BEP (職業教育修了証書) - 電気工学を取得しており、警報システムメンテナンスの知識を上達させたいと望んでいる。

2 Josiane は一般 BAC に失敗してしまった。彼女はこれ以上勉強を続けるつもりはないが、どのような職業教育履修コースが自分に最も合っているのかわからないでいる。

3 Djamel は職業 BAC - 簿記を取得しており、同じ専門領域の中の BTS (高等技術免状) の試験を、学校教育の範囲外で受けたいと望んでいる。

《語彙》、要点：「職業教育」(略)

## 21 労働市場

### ① 情報機関

労働市場に到着する若者の職業的・社会的同化は、様々な公共機関あるいは団体機関によって手助けされている。

【資料1 国立教育職業情報センター (ONISEP)】(略)

【資料2 地方代表団と PAIO (職業相談所)】

若者の同化のためのネットワーク（中略）

- 《活動》 1 ONISEP の2つの重要な役割の名前を挙げなさい。（場合によっては、インターネットサイトを参照しなさい。）そして、雇用あるいは職業教育を探すために役立つ情報を明確にしなさい。→資料1
- 2 地方代表団は、あなたが職業生活に入るのをどのような形で手伝うことができるのかを示しなさい。→資料2
- 3 あなたの職業的同化を手助けすることができる様々なサービスの目録を作成しなさい。そして、あなたの県でのそれらのアドレスを探し出しなさい。→資料1、2

## ② 国立雇用局

求職者は国立雇用局（ANPE）に登録しなければならない。彼らに権利を開示するこの手続きはまた、彼らが様々なサービスを利用できるようにもしてくれる。

【資料1 ANPE の紹介】（略）

【資料2 全求職者にあてられるスペース】

【求人】、【雇用への助言】（略）

《活動》（略）

## ③ 求職

賃金雇用の応募者であるあなたは、求職情報を求め、その中の一つを選択することになる。また、あなたは自分の応募を自発的に提示することも可能である。どのようなケースにおいても、企業に履歴書（CV）を添付した動機の手紙を送らなければならない。

【資料 応募の手紙または動機の手紙】（中略）

- 《活動》 1 あなたの興味を引く求人を選別し、その広告に応じて送ることを想定した短い動機の手紙を作成しなさい。→資料
- 2 その手紙を、同じ求職ではあるが今度は自発的な応募の形式に適応するように書き換えてみなさい。：例えばあなたを研修で受け入れてくれた雇用者に宛てて

## ④ 履歴書

CV（履歴書）は、いわば応募者の《名刺》であり、雇用者に与えられる第一印象である。従って注意深く CV を作成し、動機の手紙にこれを添えなければならない。

【資料 CV 作成の助言】（中略）（履歴書の内容項目表）（略）

- 《活動》 1 記述されているルールを尊重して、あなた自身の CV を作成しなさい。
- 2 自分の CV の作成によく注意を払わなければならない理由を説明しなさい。

要点：「労働市場」（略）

## 2.2 権利と義務

### ① 法と規則

雇用者と salarie との関係は、労働法規、団体労働協約、個人記載での労働契約によって規定されている。

【資料1 労働法典】、【資料2 団体労働協約：いくつかの質問】（略）

- 《活動》 1 あなたが企業に入ったときに、あなたにとって重要だと思われるテーマを挙げ、関係のある労働法典の巻を明確にしなさい。→資料1
- 2 労働法典で基本的なルールが定められているのに、雇用者と salarie はなぜ、職業上の関係についての合意を協議するのかを説明しなさい。→資料1、2
- 3 salarie にとって、自分に適応される団体労働協約を知ることが重要な理由を示しなさい。→資料2

### ② 労働契約

雇用は、期限付き雇用契約（CDD）あるいは無期限雇用契約（CDI）のもとに行われ得る。CDD はその中に、契約の終了が予め決定されており、定められたケースにしか用いられることはない。

【資料1 契約にサインをする前に注意深く読む】、【資料2 CDD の特殊なケース】（略）

《活動》（略）

### ③ 若者を対象とした契約

若者の雇用を促進するための特殊契約が生み出された。それは地方自治体、公共施設および非営利機関との間の連帯雇用契約

(CES)である。また新しいタイプの《若年者》契約は、民間企業や団体 (milieu associatif) に関係している。

【資料1 《連帯雇用》契約】、【資料2 新しいタイプの《若年者》契約】(略)

《活動》(略)

#### ④ 生涯職業教育

生涯職業教育は、生涯教育の一部をなしている。職業教育は『労働者の科学技術発達への適応を可能にすること』および『労働者の社会的地位の向上を有利にすること』を目的としている。

【資料1 salarie (給与生活者) が受けることのできる職業教育活動】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 職業生活への訓練と準備         | 職業資格を持たない者を対象とする。                         |
| 適応のための職業教育          | 初めてのあるいは新たな雇用へのアクセスを容易にする。                |
| 地位向上のための職業教育        | より高い資格の取得を可能にする。                          |
| 防止対策のための職業教育        | 技術の進展および構造の進展の結果引き起こされる資格の不適応を防ぐことを目的とする。 |
| 転職のための職業教育          | 契約を解消される労働者が、異なった資格が必要となる職に就くことを可能にする。    |
| 知識の取得・維持・向上のための職業教育 | Salarie に教養を手に入れる手段や、彼らの文化的水準を維持する手段を与える。 |
| 能力バランスシート           | Salarie が、自分の職業能力を分析することを可能にする。           |

【資料2 職業教育個人休暇】(略)

《活動》(略)

《語彙》 地方自治体：市町村、県、地域圏

非営利目的 (〜での活動)：お金を生み出すことを目的として行われていない。

社会的地位向上：社会的ヒエラルキーにおける前向きな進展。

要点：「権利と義務」(略)

## 2.3 従業員代表

### ① 選出される代表

salarie は、企業において自分たちを代表することになる従業員代表委員 (salarie10名以上の企業) と企業運営委員 (salarie50名以上の企業) を選出する。

【資料1 従業員代表の選出】、【資料2 従業員代表の役割】(略)

《活動》(略)

### ② 労働組合

労働組合は、その構成員の職業上の利益の保護を保証する。そのような立場で労働組合は経営者団体や行政当局との様々な交渉に参加したり、集団紛争で重要な役割を担ったりする。

【資料1 労働者が組合に加入する (あるいは加入しない) 自由】

労働者が組合に加入するあるいは加入しない自由は、《全ての者は労働組合の活動によって自分の権利と利益を守ることができ、また自分の選択した労働組合に加入することができる。》という憲法によって認められている基本的権利である。

【資料2 労働組合の構成】

代表的な全国労働組合連盟のひとつに加盟している労働組合は、法によって代議制であることが認められている。従ってそのような労働組合は、職業上の選挙に候補者を出したり、団体交渉に参加したりすることが認められているのである。

→地域組合 (Unions locales)：地域組合は管区レベルで、労組員を結集させる。(例：Allier 県の CGT (労働総同盟) 地域組合)

→連合 (Federation)：連合は同じ職業分野の労組員を結集させる。(例：金属工業連合)

→連盟 (Confederation)：連盟は全連合を結集させる。

【資料3 企業内での組合】[企業内組合支部]、[組合代表] (略)

《語彙》、《活動》(略)



### ③ 衛生と安全

企業の活動がどのようなものであっても、衛生、安全、労働条件の問題は、従業員の福利厚生のために、ひいては企業の良好な経営のためには特に重要な問題である。(中略)

【資料1 Le CHSCT】、【資料2 内規】(略)

《活動》(略)

### ④ 監査と保護

労働監査官は、労働法の正しい適用、および団体労働協約や団体合意の正しい適用に留意することを任務とする。雇用者と *salarie* との紛争の場合には、権限があるのは労働裁判所である。

【資料1 労働監査官の役割とは何か?】、【資料2 労働裁判所 (Le conseil de prud hommes)】(略)

《活動》、《語彙》、要点:「従業員代表」(略)

## 2.4 解雇—失業

### ① 解雇の規則

*salarie* の発意である辞職とは反対に、解雇は雇用者の発意で行われる。雇用者は定められた規則を遵守し、現実のそして深刻な理由によって、解雇の根拠を説明しなければならない。

【資料1 解雇の理由(例)】、【資料2 遵守すべきスケジュール】(略)

《活動》(略)

### ② 経済上の解雇

経済上の解雇は、個人的あるいは集団的性質を有することになる。企業が困難に陥り、従業員全員を雇用しておくことができない時には、企業は経済上の解雇に頼る。手続きは落ち度による解雇の手続きと同様であるが(資料1を見よ)、企業の規模の大きさによって異なるいくつかの特殊性を伴っている。

【資料1 経済上の解雇の理由】(略)

【資料2 経済上の解雇の規則】(中略)

1. 従業員代表会議、2. 雇用の保護計画、3. *Salarie* の再就職の斡旋

《語彙》、《活動》(略)

### ③ *salarie* の退職

雇用者は企業を去る *salarie* に対し、労働証明書と賃金完済証を発行しなければならない。また雇用者は *salarie* に、Assedic(商工業雇用協会)宛ての証明書を渡さねばならない。これは *salarie* の失業権 (*droits au chômage*) を算定できるようにするためである。

【資料1 労働証明書】、【資料2 賃金完済証】、【資料3 証明書 Assedic】(略)

《活動》(略)

### ④ 失業手当

労働経験のある失業者は、失業保険の名目で補償してもらうことが可能である(Assedic)。政府もまた、連帯手当あるいはRMI(再就職促進最低所得保障)を給付することができる。

【資料1 再就職援助計画(PARE)】(略)

《活動》、《語彙》、要点:「解雇—失業」(略)

## 2.5 業務上のリスク

### ① 業務上のリスク

業務活動に関連するリスクの見積もりは雇用者の責任の範囲内に含まれており、雇用者は *salarie* の身の安全を守り、その健康を保護することについて法律上の責務を有する。

【資料 仕事中に遭遇する主なリスク】(略)

《(生徒の職業領域を特定して指導すべき)活動》

- 1 仕事場 (*poste de travail*) で最も頻繁に出会うリスクの種類を判別しなさい。→資料
- 2 業務活動の行使において、最優先と思われるリスクを選択しなさい。→資料

3 取り上げたリスクについて、従事する仕事場に応じた危険な状況を調査しなさい。→資料

4 その同じ危険に関連して、日常の予防措置を提示しなさい。→資料

## ② 労働災害、通勤途上の事故

労働災害は、その被害者である労働者には肉体的・精神的苦痛をもたらし、一方、企業や会社にも労働日の損失、手当ての支給、そして時には物質的損害という結果に至る損失をもたらす。

### 【資料1 労働災害】

給与を支給されている全ての者、すなわちどんな資格であれ、ひとりまたは複数の雇用者つまり企業主のために働いている全ての者に起こった、労働が原因のすなわち労働の際に生じた突発事故は、その原因が何であろうと労働災害とみなされる。

### 【資料2 任務中の労働災害と通勤途上の事故】、【資料3 届出と払い戻し】(略)

《語彙》、《活動》(略)

## ③ 反復ストレス障害

反復ストレス障害 (TMS) は、届出があり認定された職業病の75%に匹敵しており、その数は増加し続けている。TMS は患者と企業に対して、多額の費用を生じさせる。

### 【資料1 反復ストレス障害】(略)

### 【資料2 危険要因】

TMS は組織上への、押さえられ、持続され、あるいは反復性の制約された活動の結果生じる。病理学では、いくつもの要因によるものであるとしている。

○筋肉あるいは腱の過度の刺激による《生体力学の要因》、○《組織上の要因》(略)

### 【資料3 日常生活における TMS の予防】

背中と首を休めながら眠るためのいくつかの助言 (中略)

《活動》1 TMS と特にかかわりの深い上肢を示しなさい。→資料1

2 TMS 発症の調査目録を作成しなさい。→資料1

3 企業における職業教育期間 (PFE) の際に、TMS の原因となる組織上の要因と生体力学上の要因を見つけなさい。  
→資料2

4 与えられた助言をもとに、TMS と特にかかわりの深い身体ゾーンを調べなさい。→資料3

## ④ コンピュータでの作業

コンピュータでの作業は単に視覚による作業ではない。それは作業の組織化、仕事の内容、作業位置 (poste) の整備を著しく変更するシステムに組み込まれている。

### 【資料1 不快と疲労の原因となる要素】(略)

### 【資料2 作業位置の調整】

[最良の姿勢]、[最良の調節] (略)

《活動》、《語彙》、要点:「業務上のリスク」(略)

註) 太字は筆者による。大単元・中単元・資料などの番号は、教科書中の番号をそのまま記した。

この領域の教育内容を概観すると、各大単元の冒頭で単元名にある主要概念の説明がなされ、学習者が学習内容の基本概念や用語 (職業教育、労働市場、労働者の権利と義務、従業員代表、解雇・失業、業務上のリスク) の意味を理解できるようになっている。また、資料、表、図といった参考資料を数多く取り上げており、これらの資料や説明に基づき、学習者自身の職業選択や就業、将来の職業生活の維持・発展に必要な課題を「活動」として挙げ、複数のプロジェクト問題を提示している。さらに、この「活動」課題のあとに「語

彙」が設けられ、各章の教育内容にある専門用語や主要な用語の意味が簡潔に紹介されているため、基礎的な知識を把握し、定着させやすくなっている。

各大単元の最後には「学習の要点」がまとめられており、理解すべき知識を整理するとともに、「現実を想定した場面で」という青年が直面しそうな具体的な場面設定がなされ、シミュレーションしながら問題解決していける課題が再度設定されている。

このように、学習者が学び取った知識や情報を現実場面で応用したり、実際に、実習生としての責務のり

ストや履歴書などを作成し、学習を定着させ実用化できるようにになっている。また、実践問題である「活動」は、職業選択や就業の際に実際に問題になるテーマについて、説明や意思決定が求められ、高校生にもわかりやすい身近な事例と研究課題を通して、問題解決への思考と実践に結びつく科学的知識および合理的な方法を獲得し、自己のキャリア準備・開発に生かしているように構成されている。

「20 職業教育」では、職業教育を施す教育制度（職業免状（CAP, BEP, 職業 BAC）や技術免状（工学 BAC, 技術者免状）、民間施設（職業リセ、工学リセ、*metier* リセ、大学、IUT（工業技術短期大学）、IUP（職業大学））が図示されている。

また、学校と企業の職業タイプが紹介され、「企業における生徒の身分規定事項」「見習い雇用契約」「職業教育以外の契約」など、就業準備段階でのリセ・企業・実習生それぞれの責務や手続き、各種の契約についての説明が中心である。日本の中等教育向けの教科書には、職業教育制度などの記述はみられない。

「21 労働市場」では、青年の職業的・社会的同化を援助する公共機関や団体機関（情報機関:ONISEP、地方代表団と職業相談所（PAIO）、国立雇用局（ANPE））の紹介と、それらの機関にコンタクトをとるための通信手段の利用や、求職の方法、履歴書作成上の諸注意など、極めて実用的な情報と実践的スキル習得が中心となっている。

「22 権利と義務」では、雇用者と給与生活者との関係が、労働法規、団体労働協約、若者を対象とした労働契約などの「法と規則」によって規定されていることを解説するとともに、契約にサインをする前に注意深く読む必要がある雇用条件など、詳細な資料を示している。

この大単元で、「生涯職業教育」の中単元を設け、「生涯職業教育は、生涯教育の一部をなしている。職業教育は『労働者の科学技術発達への適応を可能にすること』および『労働者の社会的地位の向上を有利にすること』を目的としている。」ことを述べ、給与生活者が受けることができる職業教育活動を、資料を用いて体系的に示している。この記述内容は、職業教育が市民にとっての権利であることを表明するものであり、画期的な点である。

「23 従業員代表」では、従業員代表委員や企業運

営委員などの従業員代表の役割と、選挙などの選出方法が具体的に説明されている。また、労働組合の役割と構成、労働者が組合に加入する（あるいは加入しない）自由について述べ、これは憲法によって認められている基本的権利である、と明記している点は「自由・平等・博愛」を理念としてきたフランスらしいところであり、注目に値する。

この大単元に、「衛生と安全」という中単元が設定され、「企業がどのようなものであっても、衛生、安全、労働条件の問題は、従業員の福利厚生のために、ひいては企業の良好な経営のために特に重要な問題である」と明示している点も日本の教育内容にはみられない。また、中単元「監査と保護」では、労働監査官や労働裁判所の役割や、提訴の方法などが示されている。

「24 解雇－失業」では、解雇に関する規則や手続き、退職時に発行義務がある「労働証明書」等の証明書、失業手当等の退職に際しての援助について詳細な説明がなされ、失業によるリスク管理や対処方法に言及している。

「25 業務上のリスク」では、「業務活動に関連するリスクの見積もりは雇用者や責任の範囲であり、雇用者は給与生活者の安全を守り、その健康を保護する法律上の責務を有する。」と述べ、各種のリスク・労働災害・反復ストレス障害・コンピュータ作業時の疲労や反復ストレス障害等を資料を用いて詳細に説明し、それらのリスクの回避と防止を徹底している。

これらのリスク予防と管理、ストレス障害等への対処法などに関する教育内容は、日本の教育課程にはみられないが、必要急務な内容である。

以上のように、教科書「社会・職業生活」の職業生活領域の内容は、すべての青年が将来どのような職に就くにしても重要になってくる職業選択・就業・職業生活のマネジメントに必要な知識と情報、実践的なスキルを習得できるように、現実的な課題解決型の配列になっている。

#### 4. むすびにかえて

フランスの「社会・職業生活」科における職業生活領域の教育内容とその構成の特徴を明らかにするために、1995年以降のバイルー改革後の学習指導要領と教科書の記述内容を分析した。

職業生活領域の教育内容の特徴は、第一に、就業準備段階で必要な「職業教育制度」「求職情報の獲得方法」「労働関連の法律や労働契約」に関する知識からはじまり、実際の職業生活を維持し、職業生活上予想される諸問題を解決したり、リスク防止とリスク管理のために必要な「就業・労働に関する権利と義務」「従業員代表の役割と選出方法」「解雇に関する規則や手続き、失業手当等の退職時の援助」「各種のリスク・労働災害」に関する法学、経営学などの社会科学と、心理学、病理学、人間工学などの総合科学の知識と実用的な情報が中心である。

第二に、これらの教育内容は、学習者が希望する職業に就くためにどのような学校で資格を取得したらよいのか、雇用者との間にどのような契約が必要なのかといった職業生活設計に直接結びつくものだけでなく、自己の生涯発達を見通し、予想される職業生活上の問題解決や、労働組合に参加して労働者の権利と義務を果たすことなどの意味を追求し、職業生活の稼働主体としてクリティカルな分析と思考を伴った労働が可能となるように系統立てられている。

日本の教育課程においても、フランスのように、すべての青年が将来どのような職業に就くとしても重要になる、職種や就業方法、職業生活マネジメントに関する知識や技術を習得できる教育内容が必要である。

また、その教育内容は学習者の発達段階や学習要求に応じて、より具体的で、現実的なものであるとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現できる「ライフキャリアデザイン教育」としての家庭科教育をコアとした系統的なカリキュラム開発が望まれる。

しかし、はじめに指摘したように、フリーターや若年無業者、若年層の失業者増加の背景には、景気の悪化に伴う雇用状況の変化や、パートや派遣といった非正社員をフレキシブルに使うことでグローバル経済競争に対処しようとする企業側の戦略など、青年の職業意識の低さだけを強調することは適切でない原因が存在している。

このような社会の変化を鳥瞰しながら、適切に問題解決していくためには、フランスの職業生活教育にあ

る「労働市場の現実」や「労働に関する権利と義務」などについての学習内容や、労働問題の現状と自己との関係についてレポートを書くなどのリアルな課題解決型の学習活動を通して、客観的な認識とクリティカルな思考を深めていく必要がある。

付記：本研究は、平成19-20年度科学研究費補助金(19530784)の交付を受けて行った。

#### 引用・参考文献

- 1) 「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議 報告書」、2004、pp.3-6
- 2) 総務庁青少年対策本部「日本の青少年の生活と意識調査」、1997
- 3) 日本労働研究機構「高卒者の初期キャリア形成と高校教育一初期職業経歴に関する追跡調査結果」、1996
- 4) 文部省「平成6年度 学校教育と卒業後の進路に関する調査報告書」、1996
- 5) 藤田晃之『キャリア開発教育制度研究序説』、教育開発研究所、1997、pp.88-109
- 6) 河崎智恵『家庭科におけるキャリア教育の開発に関する研究』、2004、風間書房、pp.6-10
- 7) 仙崎武 他『入門 進路指導・相談』、福村出版、2000、pp.22-51
- 8) 前掲書1) pp.7-11
- 9) 堀内達夫 他『新版専門高校の国際比較一日欧米の職業教育』、法律文化社、2006、pp.7-9
- 10) 前掲書9) p.37
- 11) Ministère de l'éducation nationale, de la recherche et de la technologie, Lycées professionnels et établissements assimilés, Disciplines d'enseignement général, Section de préparation aux brevets d'études professionnelles, CNDP, 1999, pp.67-71.
- 12) 上里京子「フランスの生活に関する教科「社会・職業生活」のカリキュラム分析」、群馬大学教育学部紀要 芸術・技術・体育・生活科学編、第42巻、2007、p.162

